

第4期芸西村教育振興基本計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

第4期芸西村教育振興基本計画策定支援業務

2 目的

令和3年3月に策定した「第3期芸西村教育振興基本計画」の計画期間が満了することに伴い、令和12年度を目標年度とする「第4期芸西村教育振興基本計画（以下「第4期計画」という。）」を策定する。なお、第4期計画は、教育基本法に基づき、本村の長期的な教育方針及び今後5年間の教育施策を示していくため、計画策定における円滑な遂行を支援することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 準拠する関係法令等

本業務は、本仕様書のほかに、下記に準拠し実施するものとする。

- (1) 教育基本法
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- (3) 第4期教育振興基本計画
- (4) 第3期教育等の振興に関する施策の大綱・第4期高知県教育振興基本計画
- (5) 第4次芸西村総合振興計画
- (6) 第3期芸西村教育振興基本計画
- (7) 芸西村の教育振興に関するその他の計画
- (8) その他関係法令及び通達等

5 委託業務内容

(1) 基礎データの調査分析

関連資料を基に現状の分析・把握を行う。基礎データの収集調査、分析、整理を行い、第4期計画の方向性の検討を行う。

- ア 教育に関わる課題等
- イ 教育に関わる国、高知県等の動向
- ウ 統計資料の把握

- エ 国、高知県、村が策定している上位及び関連計画の動向把握
- オ 各分野の教育にかかわる法令等の改正や新たな法整備等
- カ その他教育に関連する事項

(2) 学校教育に関するアンケート調査の実施

学校教育の実態や教員の働き方などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、村内の幼稚園・小学校・中学校で勤務するすべての教員を対象に、アンケート調査を実施する。

調査票の印刷は受託者が行い、配布・回収に必要な作業は、委託者が行う。

また、受託者は、村から回収票を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果をとりまとめる。

【実施概要】

調査対象	村内の幼稚園・小学校・中学校で勤務するすべての教員
サンプル数	約 50 名程度 ※件数は対象者の絞り込みなどにより微増減は有りうる。
調査方法	学校等施設配布・回収
調査票種類等	1 種、12 頁以内想定
集計方法	単純集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 事業洗い出し、既存施策の評価・検証

教育関連施策について、これまでの取組の進捗について総括し、計画における取組の方向性を把握するために、関係各課を対象とした洗い出し調査を行う。また、今後の施策の見直しの方角も併せて調査し、村との協議により、計画に掲載する事業を整理する。

(4) 計画課題のとりまとめと基本方針の検討

上記(1)～(3)の基礎調査結果に基づき、計画における基本理念や基本方針を検討するとともに、基本理念に基づく施策体系を検討する。

(5) 計画骨子案及び計画素案の作成

基本方針の検討結果を踏まえ、計画の骨子案を作成する。また、計画骨子案に基づき、具体的な施策の内容と事業概要を示し、計画素案としてとりまとめを行う。

(6) 教育分野に係る情報提供及び法令改正による整合性の確保

法律の改正や制度変更の情報、他自治体の施策や事例等の情報を継続的に提供すること。なお、教育基本法を中心に本計画内容の整合性を図ることを目的として、関連法令が改正される

都度、その改正箇所等に関する説明資料を作成し、提出すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすく取りまとめ、教育に関する分野を網羅することとする。

(7) 計画策定委員会支援（3回程度）

本村が開催する計画策定委員会について、会議資料等の作成、会議後計画案の修正支援を行う。

(8) 成果品の作成

- ①計画書：A4判、表紙カラー、本文80頁程度1色オンデマンド印刷 50部
- ②教育に関する分野に係る例規整備等情報提供資料：1部
- ③上記関連データ一式 CD-R1枚

6 留意事項

- (1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ村と協議し、決定すること。
- (2) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、村と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (3) 受託業者はプライバシーマークの認証を取得、3回以上更新していること。
- (4) 本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいれた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、令和元年度以降に、本村以外で県内自治体の教育振興基本計画策定実績を有していること、また、全国で教育振興基本計画策定実績が10件以上あること。
- (5) 本業務で作成された計画書及びデータの著作権は、本村に帰属するものとする。